

明治前期における地方学事経験

—長崎県庁の学制施行に注目して—

湯川文彦

はじめに

明治19年、法制官僚・井上毅は、国内の劇的変化を物語るものとして「小学校」を挙げた¹。汽車に乗って旅をすれば、どの村にも小学校が見え、山深い小村落であっても子どもたちが一日4、5時間の教育を受けている。15年の短期間のうちにここまで普通教育が普及したことについて、井上は「驚クベキノ成績」であるとしつつ、それは学制頒布以来「地方官ノ殊更ニ注意奨励シタル結果^マ」であると評した。

日本の近代化における顕著な特徴として、教育普及への莫大な資金・労力の投下が挙げられる。しかし、明治4年の文部省創設、翌5年の学制公布を経て、官製事業の様相を呈していた教育普及は、単に中央権力の強制によって実現できたわけではなかった。資金調達から学校運営に至るまで、ほとんどが府県庁および地域人民の力に依らざるを得なかったことを考えれば、教育普及政策はすぐれて地方的事業であったといえる。もちろん、中央・地方が全く無関係に動作していたわけではなく、むしろ互いに交渉していたものと考えられる。

従来の教育制度・政策史研究では、文部省対民衆という官民対立構図を念頭に、学制公布後まもなく文部省による専断的な学制施行に対する地域人民からの反発が強まり、自由化路線ないし現実化路線に転換し、その後も混乱を経験しながら近代的教育制度が樹立されたと評価されてきた。倉沢剛は明治9年の地方騒擾にともなう政府の自由化路線への転換をうけて、地方学事も自由主義に転換し、この方針が明治12年の教育令にも引き継がれて教育令下の地方学事の混乱を招き、翌年に干渉主義にもとづく教育令改正に至ったとする²。井上久雄はやはり文部省の政策方針の転換を認めつつ、これを人民の合意を重視する現実主義路線と評価し、この方針は明治12年の教育令に引き継がれたが、立法過程で法制局によってより自由な規程に修正されたために、地方で「自由教育令」という誤解を生んだとする³。金子照基は文部省の政策転換について中央集権的・画一的行政から地方の多様性を是認する地方分権主義・自由主義の採用と捉え、この方針が明治12年の教育令に引き継がれ、法制局の修正によって一層徹底されたが、改正教育令によって中央集権的な干渉主義に再転換したとする⁴。そして、三者とも明治18年の再改正教育令では財政難ゆえに学事の後退を余儀なくされたと評する。それぞれ力点を異にするものの、一連の研究に共通するのは、学制制定以来、地方学事の行き詰まりや混乱を強調し、明治9年前後の文部省の政策転換、その後の教育令および同令改正・再改正を位置づけている点である。このような位置づけは、政府の法令集、文部省が遺した公文書・刊行物といった中央文書を中心に検討し、①学制が欧米情報をもちいた非現実的な法令であったこと、②文部省政策方針がたびたび転換しているようにみえること、③地方学事の混乱が頻繁に報告されていることを結びつけたことによる。一方で、地方文書はあくまでこうした文部省政策の影響を考察するために参照されるにとどまっている。

しかし、冒頭で述べたように、明治前期の教育普及事業を根本において支えていたのは、幅広い裁量権を有する地方官と、必ずしも教育普及事業の趣旨を共有していない人民である。殊に先行研究における政府・文部省対民衆という二項対立図式では、本来両者の間にあつて実質的に教育政策を組み立て実施していた地方官の役割はほとんど窺い知ることができない。そこで本稿では、学制期（明治5～12年）の教育普及事業の特質について地方官の視点から検討する。主な対象とするのは長崎県庁における取り組みだが、その理由は以下の2点である。第一に、地方官が学事上の判断を下す場合、政府・文部省からもたらされる法令・指令と、府県庁の学務担当官員たちの所見を前提とするために、府県庁内の議論や判断が具体的に把握できることが望ましい。長崎県庁文書には、地方官の意見書類に加え、学務担当官員たちの意見書類が多く遺されており、地方官の判断に加えその理由まで把握することができる。第二に、長崎県は学制において第五大学区（九州地区）の本部と規定され、同県庁は学制施行による好結果と九州他県への好影響を期待される立場にあつた。にもかかわらず、長崎県域には長崎港、旧平戸藩領、離島が含まれており、県民の学びに対する意識や経済的条件には多様性があるために、県庁は一律施行や高負担を特徴とする学制の施行については早くからその困難を自覚していた。したがって、長崎県庁の取り組みを具体的に検討すれば、これまで注目されてこなかった地方学事上の問題を明らかにするとともに、学制・文部省政策が地方学事においていかなる意味を持っていたのかも把握できると考える。後述するように、学制は百を超える章文からなるうえに、必ずしも法文通りの実施を求められなかったため、学制それ自体が地方学事といかなる関係にあつたのかは明らかでない。また、地方官裁量権の大きい明治前期において、地方官の学事上の判断は必ずしも文部省政策の動向と一致しない。地方学事を文部省政策の一方通行的な波及の結果としてみるのではなく、そもそも地方官が自ら地方学事を方向づけるプレイヤーであつた点に注目する必要があるだろう。

以上の視角にもとづき、本稿では学制期における長崎県庁の教育普及事業を具体的に検討し、とくに県庁内の議論、地方学事と学制・文部省政策の関係に注目することによって、地方における学制施行経験、教育普及事業の課題と特質を明らかにする。

1. 二つの学制施行方針

(1) 長崎県の学事状況

学制はその布告書に掲げられた「必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」の趣旨とともに各地に届けられ、明治6年以降、全国各地で本格的に施行された。各府県庁がその先導を務めたが、長崎県庁もまた積極的な告諭勸奨をつうじて、小学校設立をすすめた。図1は文部省に報告された長崎県内の小学校数・就学率を年別にまとめたものである。

長崎県では、明治7年から明治9年にかけて毎年100校ペースで公立小学校の増設が続いたが、明治9年に753校に達すると以後は停滞した。就学率を含めて考察すると、小学校数が年100校ペースで増加しているにもかかわらず、就学率は10%代後半から30%にとどまっている。一方、私立小学校は20校前後で推移している。厳密に言えば、学制に規定された学校等の区分は、「官立」と「私立」「私塾」「家塾」であり、「公立」は明治7年8月29日の文部省第22号布達によって創設された⁵。同布達によれば、「公立学校」とは「地方学区ノ民費ヲ以テ設立保護スル者又ハ当省小学委託金ノ類ヲ以テ学資ノ幾分ヲ扶助スルモノ等」で、官立学校が文部省の「管理」に属するのに対して、公立学校は「監督」にとどまる。官立は文部省定額金に

図1 長崎県内の小学校数・就学率の推移

年	公立小学校数	私立小学校数	就学率
明治6年	42	—	2%
明治7年	249	22	17%
明治8年	353	25	16%
明治9年 ※佐賀県合併	735	18	26%
明治10年	758	18	31%
明治11年	758	18	30%
明治12年	752	45	30%
明治13年	791	39	31%

(出典) 国立公文書館所蔵『文部省第一年報』～『文部省第八年報』中「長崎県年報」より作成。

よって設立された学校、私立は「私財ヲ以テ設立スルモノ」である。こうして学校区分は官立・公立・私立の3区分となった。小学校に関しては、学制制定時に「官立」とされたものが「公立」区分に移されている。一方、私塾・家塾は、明治7年9月23日の文部省第12号達により、「私立」区分に編入された。その達文は以下の通りである⁶。

開学許可ノ儀、是迄家塾ニ限り地方官ニ於テ開届来候処、自今私立学校開業ハ都テ左ノ書式ノ通り開届、毎年三月取纏メ可届出、此旨相達候事。

但従前私塾家塾ト称呼候者、総テ私立学校ニ候条、此旨可相心得事。

私学開業許可ノ書式

私学開業開届候事。

年 月 日

府県長次官姓名印

長崎県では、公立小学校を中心に小学校整備をすすめてきたことが窺える一方、私立小学校については相対的に少数を維持している。上記の達文の通り、私立学校開業許可は地方官の判断を仰ぐことになっていたが、明治12年の教育令のものでこの許可制が解除されると、私立学校が倍増している(図1参照)。地方官が積極的に私立学校開業に規制をかけていたことが想定されるが、実際にはどのような状況だったのか。

(2) 学制施行と私学取締——本木昌造私学開業一件を手がかりに——

私学が学制施行上、望まれないものの如く扱われるのは、それが近世以来人民の信認を得てきた学びであるために、新たな学問を導入する際の障害となるからである。文部省では寺子屋についてその師匠は「素ヨリ教育ノ何物タルヲ不弁」るものであるため「タトヒ之ヲ習フトイヘドモ、以テ普ク物理ヲ知ルニ足ラズ」、私塾でなされる四書五経の暗誦も「今日ニ用アル何ニアル」、「不学モノ」と変わらないと断じている(明治5年4月22日、文部省伺⁷)。しかし、私学を規制することには学制施行上問題があることも了解されていた。以下は、明治6年11月27日の西潟訥(文部少丞、明治7年1月より中督学)の地方巡視報告書である⁸。

地方ニ於テ小学ヲ設立スルノ際、種々ノ弊害アリ。其概略ヲ論ゼバ正則ノ学校ヲ開クニ急ニシテ家塾ヲ閉ルモノアリ。蓋シ学制中変則ヲ置クヲ揭示セルハ固ヨリ止ムヲ得ザルニ出タレバ、之ヲ閉ヅル事固ヨリ悪シキニアラザレドモ方今小学ノ教員極メテ少ク、書籍モ亦至テ乏シ。仮令正則ノ学校ヲ建ツルト雖ドモ、到底真ノ正則ト為スベカラズ。況ヤ即今夥多ノ学校ヲ興スニ當テ悉ク其正ヲ得ザル事必セリ。正ヲ得ベカラザルヲ以テ之ヲ閉ゼントスルトキハ開クベキノ家塾ナク、設クベキノ学校ナク、人民遂ニ学ニ就ク能ハズ。是ヲ以テ教師其人ヲ得、書籍稍備ハリ、学資粗足レル所ハ正則ノ学校トス

ベケレドモ、其他ノ私学或ハ家塾等其正ヲ得ザルモノ、或ハ変則ヲ用フルモ妨ゲナシトス。是從前ノ諸学ヲ以テ教フルモ学バズシテ止ムニ勝レバナリ。故ニ其学ヲ以テ小学ノ数ニ充ツルモ亦妨ゲナシ。若シ此等ノ害ナク果シテ正則ヲ以テ学ニ就カシムルノ道アラバ、最モ宜シキヲ得タリト謂ベシ。又正則ノ学校ヲ設クルニ意ナクシテ従前ノ如ク変則ノ学校而已ナルモノモ或ハ此レアリ。此ノ如キハ小童ノ学ブ所利益少ナク、知識ヲ開キ技芸ニ進ム事アタハズ、学制ノ意旨ニ戻ル多ケレバ、即今已ムヲ得ズ変則ノ学校ヲ置クモ、他日正則ノ学ニ進マシムルニ注意アルベキナリ。

この報告書は、明治6年の『文部省雑誌』第6号、翌7年の同誌第1号（明治7年1月10日刊行）に掲載されており、督学局はもとより文部省内で共有され、地方へ伝えるべき内容と判断されたものとみられる。西潟は学制に「変則小学」規程（学制第28章）がある理由にふれて、これは各学校に教員・書籍・学資金の備わらない現状において「止ムヲ得ザルニ出タ」もので、当面は正則にこだわらず、従前の私塾・家塾等も変則小学として認めていく必要があるとした。

私学の容認・活用は、文部省の慢性的な財政難とも無縁ではない。学制制定当初、文部省が請求した予算300万円のうち、政府が承認したのは130万円にとどまった。田中不二麿（文部大輔）によれば、この低予算の影響により、明治6年中の小学扶助委託金は当初予定額の60万円から半額の30万円にせざるを得なかった⁹。文部省は継続的に予算増額要求を出し続けたものの、予算不足が続いた。そうしたなかで、文部省は私学の廃滅ではなく活用によって学校整備・教育普及をすすめるようとした。明治8年6月14日、田中不二麿（文部大輔）は、地方官会議議目「小学校設立及保護方法ノ事」の議案第7項において私立小学の保護・奨励を必要と認め、欧米の例を引き合いに「一定ノ教則ヲ以テ尽ク之ニ従ハシメンヨリ寧ロ各自ノ異見ニ任セ、其特絶ノ良法ヲ発出セシムルノ愈レルニ如カズ」として、私学が公学と異なることにより「良法発出ノ機関」となるとまで述べた¹⁰。文部省ではネガティブな位置づけをされてきた私学にポジティブな意味を見だし、その保護・奨励に地方官を向かわせようとした。一方、長崎県庁の対私学姿勢は慎重そのものであった。以下は明治7年10月17日の「私学設立願所分ノ儀ニ付伺」の写しである（下線筆者）¹¹。

学制御頒布以来本県ニ於テモ着々順ヲ逐ヒ歩序ヲ蹈ミ、既ニ学務掛少属守山吉通出京中、当二月八日附ヲ以テ督学局へ伺出、御許可相成候通、県下第一大区元向明学校内ニ小学教則講習所ヲ開キ、尚之ヲ各区ニ及ボシ、学校家塾トモ一切従来ノ学則ヲ廢シ、其教員ヲシテ新定ノ教則ヲ講習セシメ、卒業セシ者ニ限り教授差免ジ、漸ク壱岐対州及五嶋ノ如キ絶海離嶋偏隅僻陬ノ地ニ至ル迄、一般同軌、実学専行ノ地位ニ立到候処、独り第一大区长崎居住平民元木昌造ノ新塾ナル者、当初モ教員ヲ講習所ニ出シ講習卒業ノ上、種々異儀〔議〕ヲ唱へ、新定ノ教則ニ遵フ事ヲ肯ンゼズ、依之懇々説諭ヲ加へ候処、今般別私学開業願出候得共、十四才以上ノ者ハ差置キ、其以下学齡ノ者ヘノ教則、曩ニ講習セシメ候者トハ相違ノ廉不少、加之方今編輯中ニテ未ダ出版不願出書籍モ有之不都合ニ付、尚又百方懇諭致シ候得共、只管我意申募リ一同承諾不致、全体本県ニ於テハ学制ノ明文且伺出候儀モ有之ニ付、一途御旨意ヲ奉ジ、前陳ノ通華僻校塾ノ別ナク、一定ノ教則ヲ遵守シ、彼是競争学問並進候得共、抑モ三府ヲ始メ他ノ県ニ在テハ、尚従前ノ学科ヲ墨守教授致シ候者モ有之哉ニテ慕古庄新ノ人情、一朝斯ノ風説ヲ聞ケバ自ラ利害得失ヲ鑒ミズ、動モスレバ異説ヲ唱へ学校家塾ヲ疑惑セシムル者有之、畢竟当長崎ハ大学区ノ本部ニ候得バ、自然他県ヨリ注目致候地ニテ、況ヤ県内ニ於テハ各区ノ標準トモ相成、不都合ノ廉不少、就テハ右私学開業願差許候テハ県内一般ニ許多ノ学校家塾忽チ之ニ委靡シ、是迄ノ勉強進歩徒ラニ水泡ニ属シ、挽回ノ術無之、且丘陵ハ蟻路ヨリ崩ルノ警戒モ有之候得バ、仮令些少ノ相違タリ共、苟モ一般ノ教則ニ純一ナラザルヨリハ断然之ヲ停メ、以テ患害ヲ未崩ニ防ガザルヲ得ザル訳ニテ、殊ニ去月廿三日付第十二号御布達ノ趣モ有之候。旁県庁ノ見込通所分可致権力モ有

之儀ニ付、右開業願ハ断然難聞届旨指令ニ及ビ、益後來ノ学事一轍ニ隆奥〔興〕候様可致心得ニ候得共、為念別紙開業願並学則尚御照覧ノ為メ、当二日守山ヨリ督学局ヘ伺出候書類相添、差出申候条、至急何分ノ御指揮有之度、此段相伺候也。

明治七年十一月十七日

長崎県令宮川房之 印

文部大輔田中不二麿殿

【朱】伺之趣、地方官限り所分不苦ト雖モ、私学ノ如キハ学科教則等充分備ワラザルモ、現二元木昌造私学諸規則ノ如キ、大ナル弊害ナキモノハ本人ノ願意ニ任セ許可スベキ儀ト相心得ベキ事。

明治七年十一月十七日 印

長崎県庁では明治7年2月8日に督学局へ伺い、「小学教則講習所」の設置許可を得た。実際にこの講習所が設置されたのは10月で、同所卒業生（試験と30日間程度の授業法講習をパス）に限り授業資格を認めることとした¹³。以後、離島に至るまで講習所設置を拡大した。宮川房之（長崎県令）は、この措置は「学制ノ明文」、その「御旨意」にしたがい、学事を「一般同轍、実学専行」とするために取ったものだといい、それは「大学区ノ本部」たる長崎県の務めであると捉える。たしかに学制布告書には、文部省が新たな教則を定め、「一般の人民」が「必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」とある。宮川の挙げるもう一つの根拠は「去月第十二号御布達」だが、これは前出の明治7年9月23日付の文部省第12号達のことである。先述の通り、同達では従来の「私塾」「家塾」を「私立学校」と改称し、その開業届を所定の書式で提出させて「聞届」けるよう地方官に命じた。宮川の説明に即せば、長崎県庁では同達において新たな「私立学校」区分が規定されたのは、公立学校と「同轍」の学校として扱うことを求めるものと解釈したことがわかる。しかし、文部省の指令文をみると、「地方官限り所分不苦ト雖モ」、「私学」というのは学科教則が不十分であっても「大ナル弊害」がなければ「本人ノ願意ニ任セ許可スベキ儀ト相心得ベキ事」とある。

つまり、地方官（宮川）と文部省のあいだで学制・文部省達に対する異なる解釈が行われている。地方官は学制を教則一元化による学事の「同轍」を目指すものと理解して、小学校教則講習所の講習義務化により、旧来の学びを廃して「実学専行」に移行させようとし、文部省達はそのための「私立学校」創出だと解釈した。一方の文部省は、公立学校とは異なる存在として「私立学校」を認めていく目的で文部省達を出し、私学開業願については大害ない限り許可するよう指示した。

文部省と地方官の意思の不一致は、文部省も懸念していた。地方巡視や地方官との協議を担っていた文部省督学局の野村素介（大督学）は明治8年1月4日、田中不二麿（文部大輔）宛申請のなかで次のように指摘する¹⁴。

各府県では学制の趣旨にしたがい学校設立に取り組んできた結果、学校数は1万を超え、生徒数120万余りに及んだといえども、「学制ノ成ル、本邦創始ノ事ニシテ、条規繁密旨趣明瞭ナラザル事ヲ保ス可ラズ。故ニ其施行セル者ニ於テモ、亦果シテ政府ノ本意ヲ誤ル事ナキヲ保ス可ラザル者アリ」（傍点筆者）として、地方官が「陽ニ教則校則履歴積算等ヲ挙ゲテ設立ヲ請フ事式ノ如クシ、其实下民往々誤謬ノ教育ヲ受ケ却テ之ヲ上等ニ進歩スルモノトシテ悟ラザルアリ、又或ハ故態ニ膠柱シテ喋々新制ヲ罵詈スルアルニ至ル」、あるいは地方により異なる「風俗」「民情」に即した学事の施行について地方官と協議しなければ「地方官ヲシテ深く領得セシムルニ至ラザラントス」と。

野村の報告を整理すれば、①学校を建てさせる、生徒を通わせることには地方官の誘導の成果が認められるものの、学制が100章を超える煩雑の章文からなるために、地方官はいまだその「本意」を十分に理解できてはいない。②そのため、地方学事の施行が教育上不適切で誤解を与えたり、反感を買ったりする

事態を生じ、実地不適應の教育が広められる恐れがあるという。

以上のように、文部省は公学（正則）一辺倒の方法では学制施行、教育普及が困難であると認めて、学制章文中の「変則」に注目し、私学を「正則」の外側で保護・奨励する道を模索していた。これに対して、長崎県庁は学制から「一般同軌、実学専行」の方針を読み取って、公学（正則）中心の学制施行とそれに伴う私学の規制を試みていった。では、長崎県庁は文部省の認めていた方法的困難にどのように対処しようとしたのだろうか。

2. 公学普及方針とその課題

(1) 教員速成と「頤頤」

明治8年2月4日、長崎県庁は自ら小学教則を編成。2月26日、第一中学区小学教則講習所を養成所と改称した¹⁵。この小学教則を文部省小学教則（明治6年5月19日頒布）と比較すれば以下の通りである。

長崎県庁は公学（正則）を学事振興の柱に据えるため、それを実施可能と思われるものに調整している。すなわち、長崎県小学教則では地理や物理学の科目を外し、読書・習字・算術をベースにしたシンプルな科目構成にとどめている。後述するようにこの教則は上限ではなく下限を設定するものだったが、それでもその達成はなお困難であった。明治8年6月5日、壬生光（少属、学務課）は意見書「教員ヲ養成シ教育ヲ隆盛ニスルノ議」において次のように指摘する。

方今県内学校稍備ハリ、子弟学ニ就ク者殆ンド十分ノニ及ベリ。而シテ其進学モ亦日一日ヨリ速ニシテ、動モスレバ教員ト頤頤スルノ勢アルニ至レリ。学務課今日ノ急務トスルモノハ、学校ヲ設立スルヨリ教員ヲ養成シ十分教育ヲ開クニ在ルナリ。

教員ヲ養成スルハ、学務上実ニ緊要ナル事件タルヲ以テ、既ニ客歳各中学区ニ講習所ヲ開キ、士民学カアル者ヲ撰ビ三四十日間ゾ、教則ヲ講習セシメテ、各大区ノ教員ニ充テシトイヘドモ、生徒之ト頤

図2 文部省・長崎県小学教則における科目比較

級	文部省小学教則	長崎県小学教則
下等第8級	綴字、習字、単語読方、算術、修身口授、 <u>国体学口授</u> 、単語諳誦、体操	書取、習字、読物、算術、問答、体操、復読
下等第7級	綴字、習字、単語読方、 <u>会話読方</u> 、算術、修身口授、 <u>国体学口授</u> 、単語諳誦、体操	書取、習字、読物、算術、問答、体操、復読
下等第6級	単語書取、習字、 <u>会話読方</u> 、 <u>読本読方</u> 、算術、修身口授、体操	書取、習字、読物、算術、問答、体操、復読
下等第5級	単語書取、習字、 <u>読本読方</u> 、 <u>地理読方</u> 、算術、修身口授、 <u>養生口授</u> 、体操	書取、習字、読物、算術、問答、体操、復読、 <u>作文</u>
下等第4級	<u>会話書取</u> 、習字、 <u>読本輪講</u> 、 <u>地理読方</u> 、算術、 <u>文法</u> 、 <u>養生口授</u> 、体操	書取、習字、読物、算術、問答、体操、復読、 <u>作文</u>
下等第3級	<u>書牘</u> 、習字、 <u>読本輪講</u> 、 <u>地理輪講</u> 、 <u>物理学輪講</u> 、算術、 <u>文法</u> 、 <u>養生口授</u> 、体操	習字、読物、算術、問答、体操、復読、 <u>作文</u>
下等第2級	<u>書牘</u> 、習字、 <u>読本輪講</u> 、 <u>地理輪講</u> 、 <u>物理学輪講</u> 、算術、 <u>文法</u> 、体操	習字、読物、算術、問答、体操、復読、 <u>作文</u>
下級第1級	<u>書牘</u> 、習字、 <u>読本輪講</u> 、 <u>地理輪講</u> 、 <u>物理学輪講</u> 、算術、 <u>文法</u> 、各科温習、体操	習字、読物、算術、問答、体操、復読、 <u>作文</u> 、 <u>諸科復習</u>

頤スルニ至ルハ独り進学ノ速ナルノミナラズ、養成ノ法備ハラザルト、講習ノ日多カラザルヨリ、十分教則ノ真面目ヲ了得スル能ハザルヲ以テ、斯ク頤頤スル勢ヲ為スニハ至リタリ。今ノ姿ヲ以テスレバ、今ヨリ三年ノ後モ教員タルモノ生徒制馭スルヲ得ザルニ至ルハ更ニ疑ヲ容レザル所ナリ。而シテ講習所ナルモノハ今養成所ト改称シテ長崎ニ在ルモノノ外ハ一切閉鎖シタリトイヘドモ、是迄ノ法ニテハ只利益ナキノミナラズ、費用モ亦少カラザルモノナリ。(後略)

県内就学率が20%に達するなかで、小学校教員の教える能力が低いため、勉強がすすんだ生徒が教員と「頤頤」する状況が生まれ、近い将来にはまちがいなく教員の信用が失墜して学校秩序が失われるという。壬生のいう「頤頤」の原因は、これまで教員養成を講習による速成に頼ってきたことに求められる。壬生は講習所方式よりも有効で費用を抑えた方法が必要であるとして、各中学区に訓導1名、各大区に助訓1名を配置し、区内教員の養成、授業の監視を担当させる案を提起している。自ら「学務課今日ノ急務トスルモノハ、学校ヲ設立スルヨリ教員ヲ養成シ十分教育ヲ開クニ在ルナリ」と断言するように、教員養成に注力しなければ、学校教育自体が成り立たなくなる恐れがあることを壬生は認めていた。この見解は長崎県学務課作成の「地方官会同御下問学校設立及保護ノ答議」にもみえる¹⁶。

学校ヲ設立スルハ治民ノ要務、固ヨリ緩ガセニスベカラズト雖モ、然レドモ元来僻陋ノ人民、学問ノ何物タルヲ知ラズ、又士人ノ如キ、或ハ旧習ニ慣レテ新定ノ学科ヲ喜バザルノ情態ナキニシモアラズ。之ニ依テ之ヲ急ニスレバ、却テ不識ノ弊害起ル、亦測ルベカラザルナリ。故ニ県庁ニ於テハ専ラ説論勸奨スルヲ第一ノ務トシ、学資等ノ事ニ至ツテハ、之ヲ強ユベカラズ、唯学区取締区戸長及富豪有志ノ者ニ委任シテ、人民ト共同集議、其宜ヲ取ラシムベシ。昨年以來設立ニ着手セシモ他ナシ。県官各区ニ派出シ、山阪海曲迄不残経歴説諭シ、先旧城下或ハ人家稠密ノ地ニ設立シ、之ヲ基本ト為シ、実物ヲ以テ他ヲ勸奨誘導シテ、漸次各村ニ拡充シ、方今ニ至ツテハ小村落ニ至ル迄、学校稍備ハレリ、教科亦正則ニ帰セリ。(中略)自今ハ各村ノ情願ニ任セテ之ヲ設立セシメ、県庁ヨリ下手スルニ及バズ。右三百四十余ノ学校ハ先陳ノ如ク県庁学資ヲ強ヒズ、学区取締区戸長等専ラ之ヲ徵募賦課セザルヲ以テ人民ノ情好ニ協ヒ、自然ニ成就セル物ト云テ可ナリ。故ニ今日ノ景況ハ各村相競ヒ相争ヒ学校月ニ盛ニ、生徒日ニ加ハリ、別ニ保護ノ法ヲ設ケザルモ決シテ閉鎖廃絶ノ憂アルナシ。今ヨリ五年ノ後ハ、必毎村各自ニ保持スルヲ得ルニ至ルハ疑ヲ容レザル所ナリ。本県将来ノ目的トスルモノハ只教員ヲ養成スルニ在ルノミ。方今ノ教員ニテモ皆師範校ノ法ニ準ヒ試験シテ数日間教則ヲ講集セシメ、以テ任用セシ者ナレドモ、要スルニ生徒ノ進歩速ナルヲ以テ、互ニ相頤頤セントスルノ勢アルニ至レリ。故ニ本県ニ於テハ、保護スベキモノハ学校ニ在ラズシテ教員ニアリ。

長崎県庁は当初、人民の反発を避けるために強制執行ではなく「説論勸奨」に努め、まずは「旧城下或ハ人家稠密ノ地」すなわち都市部に小学校を設立して、その「実物」を以て各地の「勸奨誘導」に務めてきたという。その結果小学校は各地に設立でき、むしろ今後の課題は前出の壬生意見書同様、教員養成にあるとする。

長崎県庁がまず小学校整備をすすめたのは「旧城下或ハ人家稠密ノ地」といった近世以来の繁華の地であり、旧来の学びに親しんできた人々が居住していた。そこへ講習所を出た速成教員が配置されたため、「頤頤」が顕在化したものとみられる。急ぎ学校を建て、多くの速成教員を現場に送り出した結果、公学(正則)への疑念を広めてしまったのである。

(2) 私学取締権限を求めて

こうした公学の脆弱性を認める長崎県庁は、改めて私学の規制に着手した。すなわち、明治8年7月20日、長崎県庁は「中小私学開業規則」を制定した¹⁷。本規則によれば、私学開業を求める者は所定の書式により私学開業願書を認め、授業予定者は「長崎養成所」へ願書を提出したうえで試験を受けなければならない。試験は開業願書に記載の学科・教則にもとづいて行い、もし授業予定者の「學術充分ナラザル」場合には授業することができない。すでに講習所・養成所で小学教則に基づく講習を受けた者は試験免除となるが、「開業ノ願意」によっては試験を課す場合がある。授業者が病気のため代わりの者に授業を任せる場合も、代わりの者が試験を受ける必要がある。授業予定者が病気のため試験を受けられない場合は、一旦開業が許可されたとしても授業することを禁ずる。開業済・授業中の私学でも、本規則に抵触する場合には許可を取り消される。したがって私学教員のうち小学教則の講習を終えていない者は試験を受けなければならない。なお、私学開業願のうち「一般ノ教育事務上ニ障碍アルモノハ勿論開業スル事ヲ許サズ」。本規則の履行には学区取締区戸長が責任を負い、小学教則既習者を調査、報告する。

ではなぜ長崎県庁は「中小私学開業規則」を定めたのか。これに関して、学務課では同規則に規定された開業の最低条件である三科（読書・習字・算術）教授をも自由に任せようという意見が提起され議論になったが、明治8年7月31日、壬生光（学務課、少属）は次のように所見を呈している¹⁸。

全体私学及私塾（方今ハ私塾トモ惣称シテ私学ト云フ）之儀ハ、小学教科ノ免許ヲ得タル者云々、学制第二十三章ノ明文有之、然ルニ文化ノ未ダ普ネカラザルヤ實際行ハレ難キ儀ニ付、昨年守山吉通上京ノ砌、是迄ノ私塾ヲ廢シ、更ニ小学教則ヲ講習セシメ、以テ開業ヲ許可スベキ旨文部省ヘ伺取り、追々其通り御処分相成候成例ニ有之候処、其後本木咲造〔昌造〕開塾一件以来、自然相弛（本木咲造開業ノ儀ニ付文部省御指令ニハ事ニ無害者ハ差許シ不苦云々ト有之候得共、抑事ニ害ナキト申スハ単ニ教則ヤ書物ノミニハ有之間敷、畢竟一般ノ学務上ニモ広ク関係有之儀ト愚考致候）、成例モ殆ンド水泡ニ属シ候姿ニ相成、学制ノ大旨、県庁ノ紀綱ニモ相関シ候ニ付、先般私学開業規則御定相成候儀ニ可有之、然ルニ第六章增加箇条ノ旨意ハ私学ヲ開クトモ小学齡ノ者ヘ読書習字算術ノ三科一モ欠キ授ク事ハ不相成、尤各一科ニ長ジタル者合同シテ兼授スルハ此限ニ非ラズト申儀ニテ、到底私学ヲ開ク事ノ不相成ト申ス訳ニハ無之、且学制第二十一章ニ依レバ素リ小学科ハ人民一般必学ブ〔ベ〕キ旨意ニ有之候ヘバ、三科ハ一モ欠クベカラザルハ勿論、苟モ之ヲ欠クトキハ畢竟修身齊家上ニ於テ利益不多故、之ヲ全学セシムルハ学務第一ノ要件ニシテ、之ヲ全学スルハ学齡者ノ義務ト云テ可ナラン。然ルニ論者或ハ無知ノ人民ヲシテ強テ之ヲ全学セシムルハ時勢未ダ然ラズ、強テ之ヲ学バシメント欲セバ更ニ学ブモノナキニ至ル、依テ之ヲ強ヒンヨリハ寧一科ニテモ之ヲ学バシムルニ若カズト。是昔日ノ論ニシテ今日ニ在ツテハ必採ルベキモノニ非ズ。方今各区学校稍備リ、人民亦漸ク学問ノ要務タルヲ知ルニ至リタリ。今ニ於テ強ヒテ之ヲ学バシメント欲スルモ、決シテ時勢未ダ然ラズト云フベカラズ。而若時勢未ダ然ラズト云ハバ、果シテ適當ナル時勢何レノ日ニ来ルヤ。夫レ時勢ハ我ヨリ之ヲ招クニ非ザレバ、彼ヨリ自ラ来ル者ニ非ズ。（中略）聞ク、各県ニ於テハ断然私塾ヲ廢シテ更ニ開業ヲ許サバモノ比々有之ト。当県ニ在テハ則然ラズ。僅ニ三科ヲ兼授セシメント欲スルノミ。豈ニ各県ノ如キ酷烈ナル規則ト云フベケンヤ。（中略）学制ニ所謂変則ナルモノモ亦三科ヲ欠クモノヲ云フニ非ズ。只学制第二十七章中教科十五日ヲ省略簡易ニシテ教授スルモノヲ云フノミ。三科ハ猶鼎足ノ如シ。豈ニ一モ欠クヲ得ンヤ。（中略）現ニ各分校ノ如キハ頗ル物議ヲ生ジ、將ニ瓦解セントスルノ兆アルニ似タリ。然ルニ私学開業規則ノ頒布アルヤ、忽チ之ヲ制シ、又紛紜ノ声ナキニ至レリ。然ルヲ今之ヲ換定スルトキハ、再ビ物議ヲ生

ジ、其弊又本校ニ及ビ、随テ各区ニ浸潤シ、遂ニ挽回スベカラザルノ勢ヲ醸スハ、実ニ鏡ニ懸ケテ見ルガ如シ。(中略) 蓋シ学制頒布以來茲ニ四年、其間千辛万苦、以テ今日ニ赴クノ時運ヲシテ、一朝瑣々タル事ノ為メニ如是ノ地位ニ至ラシムルモ、亦果シテ学事ノ宜キヲ得タルモノト云フベカラザルナリ。

〔学制章文(抄)〕

第二十一章 小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ズ学バズンバアルベカラザルモノトス。

第二十三章 小学私塾ハ小学教科ノ免状アルモノ私宅ニ於テ教ルヲ称スベシ。

壬生によれば、学制制定後の長崎県では学制の私学規程(学制第23章)に即して私学開業に必要となる小学教科免状を出すため、開業希望者には小学教則講習所での講習を課した。しかし、冒頭にあげた本木昌造私学開業願の一件で文部省が大害ない限り開業を許可するよう指令したことで、講習方式が「弛」み、その引き締め策として私学開業規則を制定することになったという。壬生は、学制第21章に即して、小学科とは人民誰もが学ぶべきものをいい、それは人民生活(「修身齊家」)上不可欠であるところの三科(読書・習字・算術)であると強調する。三科は「鼎足」の如くどれが欠けても成立しないとし、これを下回ることは(学制第27章を参照して)学制にも想定されていないとした。また、開業規則を朝令暮改すれば「物議」のもととなると牽制した。

それでも、同僚の守山吉通は県民の「十中六七旧習ニ拘泥」し「動モスレバ旧私塾ヲ慕ノ弊」がみられるが、不就学では「到底人民ノ不幸ヲ生ズルハ必然」とする。そこで「反復熟考」するに、私学は三科授業者「合同セズトモ国体ニ関シ弊害ナキ尋常ノ者」は一、二科を欠くとも「允准アリテ可ナリ」。これにより公私両学を以て「不学ノ徒ナカラン事ヲ欲ス」るがゆえに、三科を要件としないことが「穩当」であるとした。

結局、県庁は私学開業に三科という条件を課さなくなった¹⁹。学制布告書にいう「必ず邑に不学の戸なく、家に不学の徒なからしめん事を期す」を実践するならば、広く無学状態を防ぐ、つまり学校、生徒の量的拡大を促すことが重要であるという判断である。

その一方で、私学開業規則にいう試験の通過は開業の条件であり続けた。実際に開業不可とされた梅沢瀬左衛門の開業届の場合には、文部省が不認可の理由を長崎県庁に問いただした。このケースでは当該学校の授業予定者フヂが「老体疾病」により試験を受けられず授業者として認定されなかったため(私学開業規則第1条)、開業不可と判定された。以下は明治8年10月に作成された長崎県庁の回答書である(山崎忍之助権大属起案、11月中に文部省へ提出)。まずこれまでの県庁による私学取締について説明している。

当県ニ於テ私学取扱ノ法ヲ設クル所以ノモノハ、学制御頒布以來人情尚ホ古ヲ慕ヒ今ヲ厭ヒ種々ノ物儀モ有之候得共、施行上着々順ヲ逐ヒ歩々序ヲ失ナワザルニ注意勉カシテ教科等漸次正則ニ帰スルト雖、私学ノ法未ダ立ザルニ因リ、其弊ヤ公学ニ響影ヲ為スモノ不少ニ付、昨七年二月中主務官員出京セシメ、督学局ノ許可ヲ経、当県下第一大区長崎二ノ小学教則講習所ヲ開キ、公学私学ノ教員ヲシテ新定ノ教科ヲ講習セシメ、其成否ヲ別チ、而ル后授業為致候ハ全ク教授ノ得失ハ生徒ノ向背進止ニ干渉スル至重ノ事件ニテ、学制之意ニ基キ一般同軌ノ教則ニ至ラシメント着手ニ興候儀ニ有之候。

人々が従来の学びを慕い小学校教育を厭い、物議を醸すこともあるが、それでも学制を着実に施行し、公学ベースで教育効果(「生徒ノ向背進止」)を追究するため、「学制之意」にもとづき「一般同軌ノ教則」を求めてきたという。さらに回答は私学開業規則へと及ぶ(下線筆者)。

今ヤ管内実地ノ景況ヲ視察シ将来公学ノ普及ヲ遠謀スルニ、私学ノ弊ヲ矯正スル急務ナルヲ知ル。私

学ノ弊トハ何ゾ。元来僻隅ニ在テ今日私学ヲ興スモノハ概シテ從來ノ宿儒等己之得ル処ニ株守シ時勢ニ着眼ナキニ徒ニシテ、到底歩ヲ正則ニ移スノ機会アラザルノミナラズ、側ラ公学ヲ誹議シ我ガ学ヲ主張スルノ弊亦不為尠。加之其開業願出ル際履歴并教科等書面上大害ナキヲ認メ之ヲ許セドモ、實際其生徒ニ遇スル処ノモノハ一種ノ学科ヲ立、授業スル向モ有之哉相聞、果シテ此ノ如キハ生徒将来ノ利益ヲ期ス可カラザルハ勿論、公学モ之レニ拘塞セラレ普及ノ時ナク、万々大害アルヲ相認候上ハ、学制第四十四章ノ旨ニ准ジ、一県ノ処分ヲ以断然閉鎖ノ積及詮議候エドモ、尚退テ時勢ノ然ラザルヲ考工、亦僻隅ニ在テハ一人之教師アリテ幾分ノ児童ヲ教育スルモ学ズシテ止ムニ勝ルノ訳ニ付、其大害ナキハ私学モ今日ノ民位ニ於テ一具ニ候得共、其教科ト名実適セザルノ弊ヲ患シ、則チ私学開業ノモノ其教科上一応試験ヲ遂ゲ許可スベキ命ヲ下スハ素ヨリ压抑等ノ意ニ出ルニアラス。上公学普及ノ途ヲ開キ、下私学ノ弊ヲ救矯セント要スルノミ。且昨七年本省第十貳号私学ハ地方ニ於テ開業聞届ハク御布達ノ旨ニ拠レバ、右等一県限りノ見込ヲ以取扱候権カモ可有之儀ト相考申候。

〔学制章文（抄）〕

第四十四章 私学私塾教員タルモノ、総テ規則ニ違ヒ或ハ不行状アル時ハ、之ヲ譴責シ又ハ之ヲ止ムシムル事アルベシ。

「從來ノ宿儒等」の私学開業者は公学を「誹議」し、あるいは開業願とは異なる教育を行うなど、公学の普及にも生徒の利益にも悪影響を及ぼしているという。こうした場合には、学制第44章にもとづき、地方官の判断で私学を閉鎖させることも考慮するものの、私学がなくなることのデメリットをも考慮して試験を条件としている。そして、明治7年文部省第12号達を地方官による開業許可権を示すものと解して、地方官の権限を確認している。長崎県庁のいう「私学」は、先に田中不二麿が語ったような多様な教育可能性が湧き出す源泉（「良法発出ノ機関」）ではなく、「矯正」の対象である。しかし、長崎県庁は文部省指令をうけて明治9年2月24日、以下の答書を呈した²⁰。

私学開業之儀ニ付テハ公学設立学資徴収之間其影響ヲ生ズル容易ナラズ、然モ之ヲ制セバ压抑ニ歸スルヲ以テ、從來学務上ノ一大考案タリ。此レ即客歳十一月中開申スル所以也。然ニ今般本県士族梅沢瀨左衛門等私学開業ニ付御照会之趣致承知、於御省各自ノ意見ニ任セ開業セシムルノ御旨意ニ就テハ、独本県ニ於テ上意ヲ矯メ下情ヲ抑ルヲ得可ラザレバ、自今御旨意ノ通執行シ而シテ後其弊害大ニ起ルニ至リ、臨機処分ニ可及候。

私学開業による公学への影響として、公学の学資金への打撃を挙げている。一方で、私学開業許可では文部省の「各自ノ意見ニ任セ開業セシムルノ御旨意」に従い、私学開業後に「弊害」が生じた場合には「臨機処分」とした。文部省方針を受け入れるとどうなるのか。明治9年3月18日、山崎忍之助（権中属、管内巡視）は以下の建議を提出した²¹。

人民ヲシテ学事ノ貴重ナルヲ信認セシムル所以ハ学校ノ光荣教員及学規ノ整頓子弟ノ進学ヲ以テ最トス。此ニツハ亦教員ノ良否ニ因ル。然ルニ今ノ教員ハ一時ノ講習ニ出ル者ニシテ、其業未ダ精良ナラズ。良教員ヲ得ント欲スレバ学資給セズ。今ノ為ニ計ル者ハ、教員ヲシテ幾学校ヲ聯合シ、毎月便地ニ集会シ、各自教育上ノ所見ヲ討議セシム、之ヲ小会議トシ、春秋ニハ一中学区会議シ之ヲ中会議トシ、一年一回県下ニ会議シテ之ヲ大会議トス。其結案ヲ議シ、一般ニ亘ル者ハ文部省ニ稟請シ、一県ニ止ル者ハ本庁ノ裁可ヲ経テ或ハ矯理シ、或ハ举行スルニ至ラバ、利益ヲ得ル事必多カラン。（中略）於当県從來私学教則ノ制度アルハ公学創業上已ムヲ不得ニ出ト雖、現今ニ至リ官既ニ其自由ニ任セテ之ヲ制止セザルニ於テハ、公学ハ私学ヲ愛顧シ私学ハ公学ヲ補助セシメ、互ニ教育上ノ利益ヲ興スニ

注意スベシ。尤教師ノ徳義及生徒ヲ待遇スル等学制ノ主意ニ違フ者ハ学務官之ヲ監視シ、其得失ヲ識ルノ法ヲ設クベシ。

文部省の意向で私学開業が人民の「自由」に任される以上、従来のように公学（文明）vs私学（旧弊）の図式を保持すべきではなく、相互補完的な関係を築いて「教育上ノ利益」をあげていく必要があるとする。また、速成教員の能力向上を図るために、教員集会を組織して系統的に教育意見を積み上げて県の施策にフィードバックすることを提案している。これは学校の効果が認知されない問題を意識したものである。

なお、先述の文部省方針によって私学が自由放任となったとはいえない。明治10年1月19日、北島秀朝（長崎県令）は九鬼隆一（文部大輔田中代理）宛何書において、たとえ授業者の「学業」がたしかであっても「其素行修マラザルノ故ヲ以テ児女ヲ寄托スベカラザル者ト公認スルトキハ開学ヲ許ササルモ敢テ妨ナカルベキヤ」とし、「既ニ開学セシモノ総テ規則ニ違ヒ或ハ不行状アルモノハ学制第四拾四章ノ明文ニ拠テ之ヲ処分スルヲ得ベク、且私学開業一条ハ地方官ノ権内ニ候得トモ、為念前件相伺申候」と伝えた。これに対して田中不二麿文部大輔は4月7日、「何之趣、其県見込ヲ以テ適宜処分可致候事」と指令している²²。北島は学制第44章を根拠に、開業済の私学において「不行状」あれば地方官限り処分できること、私学開業許可権が地方官にあることを確認し、私学には授業者の学業だけでなく「素行」＝道徳面まで審査する意向を示した。

おわりに

学制制定によって本格化した教育普及事業は、そもそも事業に必要な人材や資金に欠けており、人民一般に認知され支えてもらえるような事業とすることは相当に困難であった。この問題に気づいていた文部省では、学制の「変則」に注目して私学の容認・保護・奨励の必要性を地方官に訴えた。しかし、地方官にとっては、従来の学びに馴染んだ人民、あるいは学びと縁遠い生活を送ってきた人民に、新たな教育の意義を認知されなければ、教育の普及も定着も困難であり、自らの未経験も相俟って、公学を前面に押し出した教育普及策を取らざるを得なかった。長崎県庁では、公学普及のため、私学開業希望者やその授業予定者にも等しく小学教則講習や試験を課したが、同時に同県小学教則で三科教授を最低条件としたように、人民生活に必須の学びを提供できるものが「学校」であるとの立場を堅持した。それは学校教育の意義を認知してもらわなければ、教育普及は叶わないという、彼らの現状認識を色濃く反映したものと見える。

学校教育の認知度がなかなか挙がらない原因をつくったのは、学制制定当初から小学校設立を急いだこと自体にあった。小学校の急増に教員配備が追いつかず、多くの速成教員に頼らざるを得ない状況が生まれると、学制に謳われた学校教育の価値を人民が肌で実感することが困難になった。学校数もまだまだ不足しているなかで、長崎県庁が教員養成に本腰を入れるべきであるとの危機感を募らせたのは、「頤頤」問題に象徴されるように、学校教育の認知が教育普及事業の成否を左右する問題だと実感されたためであった。

こうした事情から、文部省が私学奨励策を求める一方で、長崎県庁は私学取締の重要性を訴え続けるというギャップが生じた。文部省が学制方式を解体していくのに対して、長崎県庁は事あるごとに学制の章文を援用して、自らの地方学事方針を正統化、継続しようとしたのである。両者は明治7年の本木昌造の私学開業願一件をはじめ、事ある毎に意見の相違を浮き彫りにしてきたが、この疎隔は両者に自覚されつつ、教育令下の課題となった。文部省は明治12年の教育令制定により、地方官から教則制定権・私学取締権を接收したが、それゆえに地方官たちの戸惑いや反発を呼んだ²³。一方で、明治13年4月、長崎県庁学

務課は壬生光起案の意見書を提出した。その内容はこれまで文部省と地方官の「希望」が互いに「齟齬」してきたとして「抑文部省ノ希望ト地方官ノ希望ト相合フコトヲ求メント欲セバ、必先教育国会ヲ開テ文部省ノ希望ヲ諮詢シ、地方官ノ希望ヲ討論セシメザルベカラズ」とするものだった²⁴。学制施行をめぐる両者の経験は、当務者たちに教育普及の人的・財政的な制約、学校教育の認知といった課題とともに、中央・地方関係の構築という課題をも自覚させたのである。

注

- 1 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇・第1巻、國學院大学図書館、1966年、474頁。
- 2 倉沢剛『学制の研究』（講談社、1973頁）、同『教育令の研究』（講談社、1975年）。
- 3 井上久雄『学制論考』（風間書房、1991年増補、1963年初版）、同『日本近代教育法の成立』（風間書房、1990年、1969年初版）。
- 4 金子照基『明治前期教育行政史研究』（風間書房、1967年）。
- 5 『法令全書』明治7年、内閣官報局、1889年、1171～1172頁。
- 6 同上、1185頁。
- 7 国立公文書館所蔵「公文録」明治五年・第四十七巻・壬申四月～五月・文部省伺（四月・五月）、第25号文書。
- 8 佐藤秀夫編『文部省雑誌 明治6・7・8・9年』（明治前期文部省刊行誌集成第6巻）、歴史文獻、1981年、39～40頁。
- 9 明治6年12月、岩倉具視（右大臣）宛田中不二麿（文部少輔）伺書（早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」イ14-A1485）。
- 10 国立公文書館所蔵「公文録」明治八年・第六十二巻・明治八年六月・文部省伺（布達）、第11号文書。
- 11 長崎歴史文化博物館所蔵「渡辺文庫」へ11-32。
- 12 11月とあるが、本文の「去月廿三日」が9月23日を指していること、「府県史料」長崎県・学校一には10月17日付で「文部省ニ上申シ、目今一般ノ教則ヲ遵奉セザル者断然其開業ヲ禁ゼント」とあることから、正しくは10月であると考えられる。
- 13 国立公文書館所蔵「府県史料」長崎県史料、学校一所収。
- 14 同上、215頁。
- 15 国立公文書館所蔵「府県史料」長崎県史料、学校一所収。
- 16 長崎歴史文化博物館所蔵「明治八年 上局伺并課中協議留」所収。
- 17 同上。
- 18 同上。
- 19 明治11年9月28日の文部省宛「私学之儀ニ付伺」では、これまで本県では「単二一科又ハ一二三科ヲ教フル、普通ノ教則ニ非ザル私学ニ於テ教授スルモ入学スルモ肘掣不致候」と述べ、文部省も現状の通り認めている（長崎歴史文化博物館所蔵「官省指令留 学務課」明治11年1月～明治14年12月）。
- 20 明治9年2月24日、九鬼隆一（文部省学務課長）宛宮川房之（長崎県令）答書（国立公文書館所蔵「府県史料」長崎県史料、学校二所収）。
- 21 同上。
- 22 長崎歴史文化博物館所蔵「太政外務陸軍海軍工部文部司法地租改正御指令」明治10年所収。
- 23 教育史学会第61回大会研究発表「特例からみた明治初期教育制度」。
- 24 長崎歴史文化博物館所蔵「学務課教育掛事務簿 教育之部第一」明治13年1～4月所収。